

令和6年度住宅リフォーム事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和6年度三沢市住宅リフォーム事業費補助金交付要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する自己居住用の専用住宅又は併用住宅のうち自己居住部分をいう。
- (2) リフォーム工事（以下、「工事」という。） 住宅の耐久性、居住性の向上のために行う増減築、改築、改修、改装等をいう。
- (3) 登録店 当事業に賛同し、事前に登録している市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者をいう。
- (4) 再生可能エネルギー設備 太陽光、風力、バイオマス、大気中の熱など自然界に存在するエネルギー、燃料電池を再生可能エネルギーとし、そのエネルギー由来の電気や熱を自家用消費として利用するための設備をいう。
- (5) 省エネルギー設備 冷暖房設備（エアコン）、ボイラー設備、LED照明器具をいう。ただし、対象設備毎に以下の条件を全て満たすものに限る。

対象設備	条件
冷暖房設備	<ul style="list-style-type: none">・統一省エネラベルの多段階評価点が4.0以上のもの・工事を行う居室内の設置に限る
ボイラー設備	<ul style="list-style-type: none">・追い焚き機能を有する給湯器又は温水器・工事に付随するもの
LED照明器具	<ul style="list-style-type: none">・統一省エネラベルの多段階評価点が4.0以上のもの・蛍光灯器具からLED電灯器具への交換・電球の交換は含まない・工事に付随するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 住宅の所有者又は住宅の所有者の親族で住宅所有者承諾書（様式第2号）を提出する者。親族とは、配偶者、父母、子、祖父母又は孫等とする。
- (2) 住宅に居住（住民登録）する者。又は、交付申請時に住民登録していない者であっ

て、補助事業完了後に住民登録する者。

- (3) 前2号に該当する者及びその同居人全員が三沢市税を滞納していないこと。ただし、交付申請時に市外に住所を有する者は、その住所のある市区町村において税金の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号の全てを満たす工事とする。

- (1) 登録店によって施工される工事
- (2) 補助金の交付決定後に着手した工事
- (3) 補助対象経費の総額が50万円以上の工事
- (4) 申請年度内に工事確認検査を受けることができる工事

2 次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象としない。

- (1) 住宅以外の建物の工事
- (2) 貸家目的の工事
- (3) 新築工事に併せて行う工事
- (4) 塀、物置等の外構工事
- (5) 下水道及び浄化槽に係る工事
- (6) 電話、インターネットの配線工事
- (7) 国、県及び市の他の補助事業対象部分に係る工事（耐震改修工事、移転補償工事、住宅防音工事、介護保険法（住宅改修）、障害者自立支援法（住宅改修）等）

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、リフォーム工事費、省エネルギー設備費及び再生可能エネルギー設備費とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象としない。

- (1) 設計料
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) 工事を伴わない省エネルギー設備の購入費（設置・取付含む）
- (4) 第2条第1項第5号に該当しない家庭電化製品の購入費（設置・取付含む）
- (5) 申請者又は所有者が自ら工事を行うときは、それに要した労務費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の1に相当する額とし、限度額を15万円とする。ただし、その額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、登録店を代理人と定め、登録店は工事の着工前に交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、申請するものとする。

- (1) 工事の見積書（内訳明細及び消費税額が分かるもの）
- (2) 位置図（対象住宅の所在地がわかるようにマーカーしたもの）
- (3) 工事施工箇所の着工前の写真
- (4) 住宅所有者承諾書（様式第2号）（申請者と住宅所有者が異なる場合）
- (5) 省エネルギー設備においては、仕様及び金額が分かるもの（製品カタログの写し等）
- (6) 納税証明書（交付申請時に市外に住所を有する場合）
- (7) その他三沢建築組合長が必要と認める書類

2 申請の受付は、先着順とし、補助金額の合計が予算額に達した時点で受付を終了するものとする。

3 申請は、1棟につき年度内1回限りとする。

(交付決定の通知)

第8条 三沢建築組合長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めるときは、交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更又は廃止)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、次に掲げる変更をする場合は、変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を三沢建築組合長に提出するものとする。

- (1) 申請者死亡による申請者の変更
- (2) 補助対象工事の廃止

2 三沢建築組合長は、前項の変更（廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第5号により申請者に通知するものとする。

3 三沢建築組合長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告書及び補助金支給申請書)

第10条 登録店は、補助事業が完了したときは、実績報告及び補助金支給申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、速やかに提出するものとする。

- (1) 工事代金の領収書の写し
- (2) 工事代金の明細がわかる書類
- (3) 工事施工箇所の着工後の写真
- (4) 下請負人一覧（様式第7号）
- (5) 申請者の住民票謄本の写し（交付申請時に市外に住所を有する場合）
- (6) その他三沢建築組合長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該申請年度の3月20日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 三沢建築組合長は、前条の規定による実績報告書（様式第6号）の提出を受けたときは、その内容の審査及び工事確認検査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- 2 補助金の額に変更が生じた場合は、第8条により決定した額の範囲内において、変更を認めるものとする。
- 3 書類の不備により工事内容が確認できない場合は、補助の対象としない。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金の交付の方法は、第11条により額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 三沢建築組合長は、補助金交付後に、対象要件が満たされていないことが確認された場合は、申請者に対してその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、三沢建築組合長が別に定める。